

利府町空き家バンク実施要綱

利府町空き家バンク実施要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、利府町内（以下「町内」という。）における空き家等の有効活用を通じ、本町への移住及び定住促進に取り組み、地域の活性化を図るため、利府町空き家バンク制度及び当該制度に係る補助金等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 個人が町内において居住を目的として所有し、現に居住していない、又は近い将来居住しなくなる予定の建物及びその敷地をいう。ただし、民間事業者による賃貸、売買等を目的とする建物及びその敷地を除く。

(2) 空き家バンク 所有者等が売買又は賃貸を希望する空き家等の情報を収集し、町内への移住希望者へその情報を紹介する事業をいう。

(3) 所有者等 空き家等について所有権その他の権利により、当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

(4) 利用希望者 空き家バンクの利用を希望する者で、次の全てに該当するものをいう。ただし、業として土地建物の売買、媒介、あっせん等を行うおとする者を除く。

ア 空き家等に定住し地域の活性化に寄与できる者

イ 本町の生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

ウ 市区町村税の滞納がない者

(5) 登録事業者 空き家バンク事業者として登録し、空き家バンクに登録された空き家等の媒介を行うものをいう。

(6) 入居者 第7条第1項に規定する利用登録者のうち、登録時に町外に住所を有する者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 空き家等に係る売買契約等を締結し、当該空き家への入居が決定しているもの

イ 空き家等の売買若しくは賃借に係る所有者等の同意が書面により得られている者であって、家財処分又はリフォーム工事が完了するまでに売買契約等の締結を行うもの

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家バンクの登録を受けようとする所有者等は、利府町空き家バンク情報登録申請書(様式第1号)、利府町空き家バンク情報登録カード(様式第2号)及び利府町空き家バンク情報登録同意書(様式第3号)に必要な事項を記入の上、本人確認書類の写しその他の書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、登録事業者に対し当該申請に係る空き家等の物件の調査を依頼することができる。

3 登録事業者は、前項の依頼を受けたときは速やかに現地調査を実施し、第1項の申請書及び登録カードの記載内容や、空き家等の外観、内観等の状況、市場性等を総合的に判断し、その結果を利府町空き家バンク情報登録調査報告書(様式第4号)により町長に報告するものとする。

4 町長は、前項の規定による報告書が提出されたときは、所有者等及び登録事業者に対し利府町空き家バンク情報登録調査結果通知書(様式第5号)により通知するとともに、登録が適当と認められる空き家等については、登録番号を付して利府町空き家バンク空き家情報登録台帳(様式第6号。以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。

5 所有者等は、前項の通知書を受領したときは、速やかに登録事業者と媒介契約を締結するものとする。

6 空き家バンクへの登録期間は2年間とする。ただし、登録期間が終了した空き家等については第1項に定める申請書を再度提出し、再登録を申請することができる。

7 所有者等が次に掲げる者である場合は、第1項の規定による登録をすることができない。

(1) 空き家バンクに登録を受けようとする空き家等の専属専任または専任媒介契約を締結している者

(2) 空き家バンクに登録を受けようとする空き家等の固定資産税を滞納している者

(3) 利府町暴力団排除条例(平成24年利府町条例第16号)第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第4項の規定による登録の通知を受けた所有者等(以下「空き家等

登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、利府町空き家バンク情報登録事項変更届(様式第7号)及び登録事項の変更内容を記載した登録カード及び必要書類を添付して町長に届け出なければならない。

2 前条第4項の規定は、前項の規定による変更手続について準用する。

(空き家等の登録抹消)

第6条 町長は、空き家等登録者から利府町空き家バンク情報登録抹消届(様式第8号)の提出があったときは、登録台帳から抹消するとともに、その旨を利府町空き家バンク情報登録抹消通知書(様式第9条)により、空き家等登録者及び登録事業者に通知するものとする。

2 町長は、空き家バンク以外による当該空き家等の売買又は賃貸契約の成立が確認できた場合は、登録を抹消することができるものとする。

(利用希望者の登録)

第7条 利用希望者が、空き家等の情報提供を受けようとするときは、利府町空き家バンク利用希望者登録申請書(様式第10号)に必要書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容等を確認し、利府町空き家バンク利用希望者登録申請結果通知書(様式第11号)により、利用希望者に通知するとともに、登録が適当と認められる者については、登録番号を付して利府町空き家バンク利用希望者登録台帳(様式第12号)に登録するものとする。

(利用登録事項の変更)

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは利府町空き家バンク利用登録者登録事項変更届(様式第13号)により、その旨を町長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による変更手続について準用する。

(利用登録者の登録抹消)

第9条 町長は、利用登録者が利府町空き家バンク利用登録者登録抹消届(様式第14号)を提出したとき、又は次のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、利府町空き家バンク利用登録者登録抹消通知書(様式第15号)を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家バンクによる売買又は賃貸契約の成立を報告したとき。

(2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 申請内容に虚偽があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

(空き家バンクの利用)

第10条 利用登録者が空き家バンクに登録された空き家等を購入し、又は賃借することを希望するときは、ホームページ等で公開された登録事業者に申し込むものとする。

(登録事業者の要件)

第11条 登録事業者となることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であること。

(2) 町内に事業所を有していること。

(3) 利府町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員等密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者ではないこと。

(登録事業者の登録等)

第12条 登録事業者となることを希望する者は、利府町空き家バンク登録事業者登録申請書(様式第16号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、その結果を利府町空き家バンク登録事業者登録結果通知書(様式第17号)により、申請事業者に通知するとともに、登録が適当と認められるものは、登録番号を付して利府町空き家バンク登録事業者登録台帳(様式第18号)に登録するものとする。

3 登録事業者の登録期間は2年間とする。ただし、登録期間が終了した登録事業者は第1項に定める申請書を再度提出し、再登録を申請することができる。

(登録事業者の登録変更)

第13条 登録事業者は、前条第1項の規定による登録事項に変更があったときは、利府町空き家バンク登録事業者登録事項変更届(様式第19号)により、町長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による変更手続について準用する。

(登録事業者の登録取消し等)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第2項の規定による登録を取り消し、利府町空き家バンク登録事業者登録取消通知書(様式第20号)により当該登録事業者に通知するものとする。

(1) 登録事業者から利府町空き家バンク登録事業者登録取消届(様式第21号)が提出されたとき。

- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 第11条各号の要件を欠くこととなったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により登録が取り消され、登録事業者が損害を受けることがあっても、町はこれに対して賠償の責めを負わない。

(取引の報告)

第15条 登録事業者は、空き家バンクに登録された空き家等が成約した場合は、遅滞なく町長に報告するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、前項に定めるもののほか、実施の状況等について報告を求めることができる。

(空き家等の情報提供等)

第16条 町長は、登録台帳に登録した情報を利府町ホームページ等への掲載を行うとともに、空き家等登録者及び利用登録者に対し情報提供をするものとする。

(空き家等の媒介契約等)

第17条 町長は、利用希望者、登録事業者及び所有者等の間における空き家等に係る交渉、媒介契約等には関与しない。

2 交渉、媒介契約等に係る苦情その他の紛争が発生した場合には、登録事業者及び所有者等において解決しなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 空き家バンクに係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

(補助金等)

第19条 町長は、空き家バンクへの登録促進及び町内の空き家解消を図るとともに、本町に移住・定住をする者の支援をするため、予算の範囲内において次に掲げる補助金等を交付するものとし、その交付等に関しては、利府町補助金等交付規則（平成13年利府町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

- (1) 利府町空き家バンク家財処分等補助金
 - (2) 利府町空き家バンクリフォーム補助金
 - (3) 利府町空き家バンク購入・契約奨励金
- (交付対象等)

第20条 前条に規定する補助金等の交付対象者及び補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等

の対象としない。

- (1) 国、他の地方公共団体及び公益法人等から前条各号に掲げるものと同種の補助金等を受けている場合
- (2) 所有者等が法人の場合
- (3) 市区町村税の滞納がある場合
(補助金等の額)

第21条 補助金等の額は、次の各号に掲げる補助金等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 利府町空き家バンク家財処分等補助金 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額と50,000円のいずれか低い額
- (2) 利府町空き家バンクリフォーム補助金 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額と200,000円のいずれか低い額
- (3) 利府町空き家バンク購入・契約奨励金 次のアからウまでに掲げる対象者の区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 空き家等登録者であって、利府町空き家バンクを利用して売買契約等の締結をした者 30,000円

イ 利府町空き家バンクを所有者等に紹介した者 10,000円

ウ 利府町空き家バンクを利用希望者に紹介した者 10,000円

2 前項第3号イ及びウに掲げる対象者が同一の場合の補助金等の額は、同号イ及びウの規定にかかわらず、10,000円とする。

3 第1項に規定する補助金等の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第22条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、利府町空き家バンク活用促進事業補助金等交付申請書(様式第22号)によるものとし、その提出期限は町長が別に定める日とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 利府町空き家バンク家財処分等補助金 次に掲げる書類

ア 撤去及び処分に係る費用の明細又は見積書の写し

イ 撤去及び処分を要する居住部分の室内の写真

ウ 直近の市区町村の納税証明書

エ その他町長が必要と認める書類

- (2) 利府町空き家バンクリフォーム補助金 次に掲げる書類

ア 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し

イ 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真

ウ 工事に係る所有者等の同意が得られたことを証する書類（入居者が申請する場合に限る。）

エ 直近の市区町村の納税証明書

オ その他町長が必要と認める書類

(3) 利府町空き家バンク購入・契約奨励金 次に掲げる書類

ア 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（空き家等登録者が申請する場合に限る。）

イ 本人確認書類

ウ その他町長が必要と認める書類

3 前項第3号の補助金等について、規則第3条第1項の補助金等交付申請書及び前項各号に掲げる書類は、それぞれ規則第12条第1項の補助事業等実績報告書及び同条第2項に規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類とみなす。

（補助金等の交付決定等）

第23条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金等の交付の可否を決定したときは、利府町空き家バンク活用促進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第23号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第24条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、利府町空き家バンク活用促進事業補助金実績報告書（様式第24号）によるものとする。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる補助金等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 利府町空き家バンク家財処分等補助金 次に掲げる書類

ア 撤去及び処分に係る費用の領収書の写し

イ 撤去及び処分を行った箇所の完了後の写真

ウ その他町長が必要と認める書類

(2) 利府町空き家バンクリフォーム補助金 次に掲げる書類

ア 空き家に転居した後の住民票の写し（入居者が申請する場合に限る。）

イ 工事に係る費用の領収書の写し

ウ 工事を行った箇所の完了後の写真

エ 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請時において売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。）

オ その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第25条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、利府町空き家バンク活用促進事業補助金額確定通知書(様式第25号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第26条 第19条第1号及び第2号に規定する補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金等の取消し等)

第27条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金等の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容、法令又はこの告示に違反したとき。
- (3) 第19条第1号及び第2号に規定する補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に空き家を取り壊したとき。
- (4) 空き家等登録者が登録を取り止めたとき。
- (5) 入居者が、第19条第1号及び第2号に規定する補助金の交付を受けた場合であって、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に入居者及びその世帯に属する者全員が転居又は転出をしたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金等	交付対象者	補助対象経費
利府町空き家バンク家財処分等補助金	次のいずれかに該当する者 （１）空き家等登録者 （２）入居者であって、入居する空き家の所有者等の３親等以内の親族でない者	次のいずれかに該当する費用 （１）空き家のハウスクリーニングに要する費用 （２）空き家の残置処分に要する費用（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている利府町許可業者が実施するものに限る。） （３）空き家が存する敷地内の低木の剪定・除草に要する費用
利府町空き家バンクリフォーム補助金		居住部分に係るリフォーム工事で、当該工事に要する経費
利府町空き家バンク購入・契約奨励金	次のいずれかに該当する者 （１）空き家等登録者であって、利府町空き家バンクを利用して売買契約等の締結をした者 （２）所有者等に利府町空き家バンクを紹介した者 （３）利用希望者に利府町空き家バンクを紹介した者	—
備考 １ １つの空き家等について交付する補助金等は、補助金等の区分ごとに、１回を限度とする。この場合において、利府町空き家バンク購入・契約奨励金については、（１）から（３）までに規定する交付対象者にそれぞれ交付することができるものとする。		

- 2 「所有者等に利府町空き家バンクを紹介した者」とは、様式第 2 号に紹介者として明記されているものとする。
- 3 「利用希望者に利府町空き家バンクを紹介した者」とは、様式第 10 号に紹介者として明記されているものとする。
- 4 所有者等又は利用希望者に対して利府町空き家バンクを紹介したものが、空き家等登録者又は入居する空き家等の所有者等に係る 3 親等以内の親族である場合は、補助金等の交付対象としない。